

号外 第43号 平成 20 年 10 月 3 日(金)

(毎週 火・金発行)

### 目 次

○熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の 選挙区の特例に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(財政課) ○熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を	
○能本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を	1
改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( " )	2
登 載 依 頼	
○熊本県議会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・(議会事務局)	2

# 本号で公布された条例のあらまし

# ◇熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する 条例

- 平成20年10月6日下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入すること に伴う熊本市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併 の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第21条第1項の規定により、 平成19年4月8日に行われた一般選挙により選挙された熊本県議会議員の任期 が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとすることとした。
- この条例は、平成20年10月6日から施行することとした。
- この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県 内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等 の措置を講ずるものとすることとした。

- ◇熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 1 議員が、地方自治法第100条第12項に規定する会議規則の定めるところによ り設けられる議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出 席した際の費用弁償規定を整備することとした。(第9条第1項関係)
- その他規定を整備することとした。 (別表第2関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

### 条 例

熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例を ここに公布する。

平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県条例第61号

熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条

平成20年10月6日下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入することに伴う熊 本市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第21条第1項の規定により、平成19年4月8日に 行われた一般選挙により選挙された熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、な お従前の選挙区によるものとする。

- この条例は、平成20年10月6日から施行する。
- 熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日 までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の 改正等の措置を講ずるものとする。

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布 する。

平成20年10月3日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

### 熊本県条例第62号

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の

2) の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「又は委員会に」を「、委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67 号)第100条第12項に規定する会議規則の定めるところにより設けられる議案の審査 又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)に」 に改め 「全期中について」の次に「、議員の居住する地域の区分に応じ」を加え、「又 に改め、「会期中について」の次に「、議員の居住する地域の区分に応じ」を加え、

は委員会の」を「、委員会又は協議等の場の」に改める。 別表第2中「区分」を「議員の居住する地域の区分」に、 「招集地に居住する者」を「 熊本市(平成20年10月5日現在における熊本市の区域に限る。以下この表において同 「その他の地に居住する者」を「熊本市以外の市町村」に改める。 じ。)」に、 附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 登載依頼

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月3日

熊本県議会議長 村 上 寅 美

## 熊本県議会会議規則第1号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則(平成3年熊本県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。 「第15章 協議又は調整を行うた

目次中「第15章 議員の派遣(第115条)」を

第16章 議員の派遣(第116

めの場 (第115条)

に、「第16章 補則(第116条)」を「第17章 補則(第

条)

117条)」に改める。

第16章中第116条を第117条とする。 第16章を第17章とする。

第115条中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第15章中同 条を第116条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

- 第115条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は 調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。
- 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議 決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集
- 前項の規定により、 権者を明らかにしなければならない。
- 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第115条関係)

名	称	Ħ	的	構	成	員		招集権者
全員協議	会	議会活動又に関し必要に関し必要に調整を行う。	な協議又は	全議員				議長
熊本県議対策協議		災害の発生の発生の現地の現地のののでである。	の協議、被 調査、関係 望活動等に	員会才	を員、常任 ごとに議り	<b>全員長</b>	及び	熊本県議会災害対策協議会会長

世話人会	員会が組織されるまで の間、議会の運営等に	各会派(3人以上の議員が 所属するものに限る。)か ら選出された議員及び世 話人会が必要と認めた議 員	議会事務局長
熊本県政治倫理審査会	議員による政治倫理に 反するおそれが生じた 場合に審査を行う。	議長が指名する7人の議 員	熊理審査員長びと は る る る る る る る る る る る る る る る る る る

附 則 この規則は、公布の日から施行する。